

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種 事務的職業、販売の職業、サービスの職業
- ・取扱地域 北陸地方、近畿地方、中国地方、四国地方
- ・その他 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11上により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額 *消費税は含まれておりません。
求人を受け付ける時の事務費用	なし
求人・休職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介サービスに付随するサービス	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 最大30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 最大30% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査 ・探索	【着手金】 100,000円 【活動1日当たり】 50,000円 【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 最大30% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 最大30% 手数料負担者は求人者とします。

●払戻金制度に関する事項

当事業所は、払戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・20%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・払戻金なし

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社ジャッツ関西 職業紹介責任者：小林弘一 連絡先：06-6361-5091